

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件  
 原告1の1外  
 被告福島県外7名

## 証拠申出書

令和元年 9月26日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡辺 健寿



同訴訟復代理人弁護士

渡辺 慎太郎



同

鈴木 靖裕



同

久納 京祐



被告福島県は以下のとおり尋問を申請する。

証人 山下俊一(呼出 主尋問予定時間60分)

(1) 証明すべき事実

原子力発電所事故後、証人が福島県から放射線健康リスク管理アドバイザーを委嘱されて活動した趣旨及び内容等

(2) 尋問事項

別紙のとおり

## 別紙 尋問事項 山下俊一

- 1 証人の専門、経歴等について
- 2 陳述書（今後提出予定）について
- 3 平成23年3月の原子力発電所事故発生当時、原子力発電所事故による放射線リスクについてどのような対策を講じるべきかについて、科学的知見に基づいた国際的コンセンサスの内容はどのようなものであったか。
- 4 平成23年3月の原子力発電所事故発生当時、日本国内の放射線リスクコミュニケーションの状況はどのようなものであったか。
- 5 平成23年3月の原子力発電所事故直後、福島県から放射線健康リスク管理アドバイザーを委嘱され、受諾した経過
- 6 放射線健康リスク管理アドバイザーを受諾した直後の記者会見について、目的、発言の趣旨等
- 7 平成23年3月20日 いわき市で行った講演について、目的、発言の趣旨等
- 8 平成23年3月21日 福島市で行った講演（丙C11、甲C88）について、目的、発言の趣旨等
- 9 平成23年5月3日 二本松市で行った講演（丙C12）について、目的、発言の趣旨等
- 10 平成23年5月20日 東日本大震災復興支援第1回シンポジウム 講演「チェルノブイリ原発事故の教訓から福島原発事故の健康影響を考える」で行った講演（丙C13）について、目的、発言の趣旨等
- 11 その他、証人が福島県から放射線健康リスク管理アドバイザーを委嘱されて活動した趣旨及び内容等